

自動車営業（飲食店営業）の営業許可取得までの流れ

1 事前相談（営業開始予定の1ヶ月前）

- ◆取扱品目や食品の調理工程により、必要な設備が異なります。
車両を準備する前に事前にご相談ください。（200L給水量の自動車は事前相談不要です。）
- ◆事前相談票（様式第1号の1表面・裏面）に調理工程等をご記入の上、下記問合せ先にFAXかメールでご提出ください。内容を確認した後、必要な給水量をお伝えします。
（回答には10日程かかります。）

2 申請・検査（営業開始予定の2週間前）

- ◆申請には**予約が必要です。前日までに来所日の予約をお取りください。**
※ 予約時間に遅れた場合は、キャンセルする場合がありますのでご注意ください。
※ 自動車は、保健所の駐車場に空きがあればご利用いただけますが、空きがない場合は、近隣の駐車場をご利用ください。
- ◆次の書類を揃え、保健所へ申請してください。
 - ☐ 営業許可申請書 1部
 - ☐ 自動車営業設備の概要・取扱品目（様式第1号の1表面・裏面） 2部
 - ☐ 自動車による営業に係る確認票 2部
 - ☐ 車内設備平面図 2部
 - ☐ （一次加工が必要な場合）加工施設の許可証写し 2部
 - ☐ （申請者が法人の場合）登記事項証明書（写し）
 - ☐ 食品衛生責任者としての資格を証明する書類（写し）
 - ☐ 車検証（写し） 2部
 - ☐ 営業自動車（設備一式）
 - ☐ 申請手数料（現金のみ）16,000円 ※申請書受理後は返金不可
- ◆申請書の内容の確認が終わったら、同時に設備の検査を行います。
※ 検査には、原則として営業者本人が立ち会ってください。
- ◆検査の際は、水及び給湯設備等を含め、**営業できる状態で、車両内設備の動作確認をします。給水タンク(満水)、ガスボンベ、発電機等の設備もご持参ください。**
- ◆施設基準に適合していなければ、設備改善後に再検査となります。
- ◆施設基準に適合していれば、営業許可証引換書をお渡しします。
検査終了後、2週間以内に許可となります。
- ◆許可されるまでは営業できません。初回営業日は、余裕をもって設定してください。

3 営業許可証の受取

- ◆営業許可証は保健所窓口で交付します。
引換書を持参の上、保健所窓口にお越しください。
- ◆営業許可証の郵送をご希望の場合は、申請時に「レターパックプラス（赤色）」を職員にお渡しください。
※ レターパックプラスは郵便局・一部コンビニエンスストアで購入可、レターパックライトは不可

【お問合せ先】 豊中市保健所 健康危機対策課 食品衛生係
TEL 06-6152-7320（平日9:00～17:15）
FAX 06-6152-7328
Email eisei-shoku@city.toyonaka.osaka.jp